

4. 自宅での療養を続けたい

(1) 訪問診療について(在宅療養支援診療所)

在宅療養支援診療所とは、患者さんの在宅療養を支える診療所です。患者さんやご家族からの連絡に365日24時間体制で応じ、必要な場合には訪問看護ステーション、さらにはケアマネージャー（介護支援専門員）とも連携をとりながら、患者さんが安心して療養生活を送ることができる体制を整えます。また、状態が急に悪くなったときには、病院医師と連携し、治療法の相談や再入院の手配を行います。

在宅療養支援診療所は、一般の診療所とは料金やシステムが異なります。



訪問診療を希望する場合

相談支援センター（P24 参照）または、かかりつけの病院のソーシャルワーカー、ケアマネージャーにご相談ください。

(2) 訪問看護について(訪問看護ステーション)

訪問看護とは、看護師や保健師が家庭を訪問し、在宅医などと連携を取りながら、療養生活を送っている方の看護を行うサービスです。本人や家族の意思、ライフスタイルを尊重して、生活の質（QOL）が向上できるよう予防的支援から看取りまでを支えます。医療保険または介護保険により利用することができます。



訪問看護を希望する場合

相談支援センター（P24 参照）または、かかりつけの病院のソーシャルワーカー、ケアマネージャーにご相談ください。



P78 「在宅医療、在宅での療養生活を支える仕組み」



がん
と診断を
告げられ
たとき

治療法
を選び、
納得し
て治療
を受け
たいとき

がんの
ことにつ
いて
相談し
たい

同じ病
気の方
の話を
聞いて
みたい

痛さや
つらさ
を和ら
げ
自分
らしく
過ご
すため
に

自宅
での療
養を
続け
たい

(3) 介護保険について

がん患者さんも介護保険を利用できることがあります。

在宅で療養していると、人の助けや物品(ベッドや車いすなど)が必要になることがあります。そのようなときの支援のひとつに、介護保険制度があります。介護保険の対象になると、介護度に応じて、介護サービスを総費用の1割の自己負担で利用することができます。

介護保険のサービスを受けることを希望される方は、各市町村介護保険担当課へお問い合わせください。



覚えておくとよいこと

認定には、約1カ月かかりますので、早めに申請することをおすすめします。

問い合わせ先

各市町村介護保険担当課(P54 をご参照ください。)

■ 介護保険の対象・サービス内容等

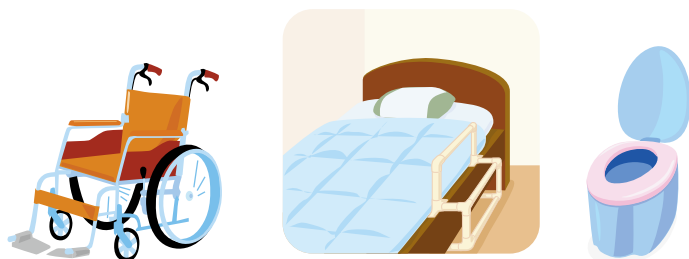
対 象	① 65 歳以上の被保険者で、入浴排泄・食事などの日常生活動作について、介護を必要とする状態にある、あるいは虚弱な状態であって要介護状態とならないために適切なサービスを受ける事が必要な方。 ② 40 歳～65 歳未満の方で、16 の特定疾病に該当し、介護を必要とする場合 ※ 16 の特定疾病には「治療が困難ながん患者の方(余命6カ月程度)」も含まれます。
受けられるサービス	認定結果によって要介護状態区分が決定します。ケアマネージャーと相談し、次のようなサービスが受けられます。 ・在宅サービス…ホームヘルプ、訪問入浴、訪問看護、リハビリ、デイケア、デイサービス等 ・施設サービス…特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設等



(4) 介護用品のレンタルについて

介護用品が急に必要になった時、または一時的に必要になった時に、ベッド・エアマット・車いす・杖・歩行器・ポータブルトイレなどをレンタルすることができます。

利用したい方は、各市町村の社会福祉協議会担当課に連絡をして、必要とする福祉用具レンタルについてご相談ください。レンタル品目や対象者、貸付期間、自己負担額などは市町村によって異なります。



問い合わせ先 各市町村の社会福祉協議会
※ P54 をご参照ください。

(5) 高齢者に関する相談窓口

高齢者の総合相談や権利擁護のための窓口です。内容は、介護保険や介護サービスに関する相談・苦情や、日常生活での困りごとについてご相談できます。

沖縄県高齢者福祉介護課ホームページ

<http://www.pref.okinawa.jp/>

沖縄県庁トップページの上方「**組織で探す**」をクリック → 「**福祉保健部**」の列の中にある「**高齢者福祉介護課**」をクリック



がん
と診断を
告げられ
たとき

治療法
を選び、
納得し
て治療
を受け
たいとき

がんの
ことにつ
いて
相談し
たい

同じ病
気の方
の話を
聞いて
みたい

痛さや
つらさ
を和ら
げ
て
自分
分
ら
し
く
過
ご
す
た
め
に

自宅
での
療
養
を
続
け
た
い

(6) 介護タクシー

ホームヘルパー2級以上の資格を取得した乗務員が、病院や施設などへの送迎、観光や冠婚葬祭など、介護を必要とする方々を車いすごと、ベッドで寝たまま移動できる手段を提供します。

利用する際は、予約が必要ですので、下記の連絡先にお問い合わせください。また、利用料金やサポート料金なども事前に確認しましょう。



(2012年 1月現在)

地 区	会 社 名	電 話
八重山地区 (石垣島)	ほっとケア	0980-88-0560
	ゆいケアサービス	0980-84-3939
	NPO 法人ゆうき	0980-82-3600
宮古地区 (宮古島)	みつば	0980-75-3043
	グリーン	0980-74-3113
	社会福祉協議会（緊急対応時）	0980-72-4240
北部 / 中部	沖縄介護タクシー事業協同組合	0120-356-195
那覇 / 南部	沖縄介護タクシー事業協同組合	0120-356-194

(7) ファミリーサポートセンター

ファミリーサポートセンターとは、お子さんを預かってほしい方「お願い会員」と、お子さんを預かることができる方「まかせて会員」が会員となり、お互いに信頼関係を築きながら子どもを預け・預かる、地域が主体となっていく子育て支援の有償ボランティア活動です。

利用する際は、沖縄ファミリーサポートセンター連絡協議会へご相談ください。

(2011年 12月現在)

援助内容	・保育園の開始前や終了後、子どもを預かること ・保育園までの送迎を行うこと ・学童保育終了後、子どもを預かること ・保護者等の病気や急用等の場合に子どもを預かること
利用方法	在住・在勤の市町村が設置するファミリーサポートセンターに会員登録が必要です。
問い合わせ先	沖縄県ファミリーサポートセンター連絡協議会 〒901-2701 宜野湾市野嵩1-1-1 (宜野湾市役所内) TEL:098-893-4411 内線(458/461) FAX:098-893-4108



(2011年 12月現在)

(8) ファミリーハウス

ファミリーハウス「がじゅまるの家」は、離島や遠方から県立南部医療センター・こども医療センターなどに入院・通院する子どもとその家族が滞在できる施設です。離島圏の方優先、空きがあれば成人患者さんのご家族も利用可能です。あらかじめ「がじゅまるの家」までお問い合わせください。

施設名	ファミリーハウス 「がじゅまるの家」
住所	〒901-0115 南風原町新川 272-16
連絡先	TEL 098-888-0812 FAX 098-979-6771
受付時間	9時～17時

○利用予約の受付は、利用開始の1ヵ月前から前日まで。
 ※緊急の場合はその限りではありません。

ホームページ <http://gajyumarunoie.com/>